

第86号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立須磨海づり公園ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立須磨海づり公園	神戸市西区押部谷町高和字性海寺山 1557番地の1 一般財団法人神戸農政公社 代表理事 大崎 克英	令和5年4月 1日から令和 6年3月31日 まで
神戸市立平磯海づり公園		令和5年4月 1日から令和 10年3月31日 まで

理 由

神戸市立須磨海づり公園等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立須磨海づり公園の指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市立須磨海づり公園

2. 指定管理者

一般財団法人 神戸農政公社 代表理事 大崎 克英

住所 神戸市西区押部谷町高和字性海寺山 1557 番地の 1

3. 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

4. 債務負担行為

期間：令和 4 年度～令和 5 年度 限度額：8,000 千円

5. 令和 5 年度予定額

金 7,651 千円（令和 4 年度指定管理料 7,651 千円）

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 令和 4 年 10 月 7 日（金曜）

7. 選定理由

神戸市立須磨海づり公園については、今後撤去・復旧工事を予定している。

神戸市の公の施設の指定管理者制度運用指針において、「施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限 2 年まで）場合」については、指定管理者の選定について公募によらず選定が可能とされていること、及び再開までの間の維持管理は、これまで管理運営を担ってきた現在の指定管理者が最も効率的に実施できることから、経済観光局指定管理者選定評価委員会において、現在の指定管理者を候補者として選定した。

〔施設の概要〕

1. 設立趣旨

釣り人口の急速な増加に対応し、漁業者と遊漁者を分離誘導し、両者の調和及び健全な発展を図りつつ、水産資源の培養を行い、恵まれた自然の中で釣り愛好者やその家族が秩序正しく安全で快適な釣りを行うために設置した。

2. 所在地

神戸市須磨区一ノ谷町5丁目地先

3. 開設時期

昭和51年4月17日

4. 規模構造

釣り台（鉄骨造り）

（第1釣り台240m、第2釣り台300m、第3釣り台100m、第4釣り台90m）、
海上管理棟（226㎡）、管理センター（169㎡）、海浜センター（81.7㎡）、
料金所（23㎡）、トイレ棟（19㎡）、海洋放牧場詰め所（31.4㎡）

神戸市立平磯海づり公園の指定管理者の指定について

1. 公の施設の名称

神戸市立平磯海づり公園

2. 指定管理者

一般財団法人 神戸農政公社 代表理事 大崎 克英

住所 神戸市西区押部谷町高和字性海寺山 1557 番地の 1

3. 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

4. 債務負担行為

なし（利用料金制）

5. 令和 5 年度予定額

なし（利用料金制）

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 令和 4 年 10 月 7 日（金曜）

7. 選定理由

神戸市立平磯海づり公園については、併設する神戸市立栽培漁業センターを一般財団法人神戸農政公社が運営している。

神戸市の公の施設の指定管理者制度運用指針において、「当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合」については、指定管理者の選定について公募によらず選定が可能とされていること、及び水産資源の保護育成については引き続き神戸市立栽培漁業センターとの一体的な管理運営による長期的な取組みが必要であることから、経済観光局指定管理者選定評価委員会において、現在の指定管理者を候補者として選定した。

〔施設の概要〕

1. 設立趣旨

釣り人口の急速な増加に対応し、漁業者と遊漁者を分離誘導し、両者の調和及び健全な発展を図りつつ、水産資源の培養を行い、恵まれた自然の中で釣り愛好者やその家族が秩序正しく安全で快適な釣りを行うために設置した。

2. 所在地

神戸市垂水区平磯1丁目1番66号

3. 開設時期

昭和59年9月1日

4. 規模構造

釣り場（既設護岸） 1,650m

管理棟（99.4㎡）、料金所（9.5㎡）、売店食堂棟（101.75㎡）、

トイレ棟3棟（115㎡）、釣り台詰め所2棟（9㎡）、駐車場400台分

5. 開園時間・休園日

(1) 開園時間

4月		午前6時から午後6時まで
5～6月	平日	午前6時から午後6時まで
	日曜日及び土曜日並びに休日	午前6時から午後7時30分まで
7月	7月20日までの平日	午前6時から午後7時まで
	日曜日及び土曜日、休日並びに7月21日以降の平日	午前6時から午後8時まで
8月		午前6時から午後8時まで
9月	平日	午前6時から午後7時まで
	日曜日及び土曜日並びに休日	午前6時から午後8時まで
10月		午前6時から午後7時まで
11月から翌年3月まで		午前7時から午後5時まで

(2) 休園日

ア. 毎週木曜日。ただし、休日に当たる日及び7月21日から8月31日までの日を除く。

イ. 12月29日から翌年1月3日までの日。

6. 利用状況

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平磯	85,960	80,647	77,070